

令和 6 年

第 2 回柳泉園組合議会定例会会議録

令和 6 年 5 月 2 9 日開会

柳泉園組合議会

令和6年第2回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	1
○開 会	2
・会期の決定	2
・会議録署名議員の指名	3
・諸般の報告	3
・行政報告	4
・議案第6号（上程、説明、質疑、討論、採決）	2 0
・議案第7号（上程、説明、質疑、討論、採決）	2 1
○閉 会	2 3

令和6年第2回

柳泉園組合議会定例会会議録

令和6年5月29日 開会

議事日程

1. 会期の決定
 2. 会議録署名議員の指名
 3. 諸般の報告
 4. 行政報告
 5. 議案第6号 柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例
 6. 議案第7号 令和6年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）
-

1 出席議員

1番 当 麻 一 哉	2番 高 橋 和 義
3番 北 村 龍 太	4番 中 村 す ぐ る
5番 鈴 木 ゆ う ま	6番 坂 井 か ず ひ こ
7番 原 田 ひ ろ み	8番 小 西 み か
9番 や つ だ こ う じ	

2 関係者の出席

管 理 者	富 田 竜 馬
副 管 理 者	澁 谷 桂 司
副 管 理 者	池 澤 隆 史
助 役	西 村 幸 高
会計管理者	後 藤 寿 之
清瀬市市民環境部長	門 田 尚 典
西東京市みどり環境部長	白 井 一 嘉

3 事務局・書記の出席

総務課長	米 持 讓
施設管理課長	濱 田 伸 陽

技術課長	横山 雄一
資源推進課長	近藤 修一
書記	上里 直樹
書記	松本 賢一
書記	上嶋 勇佑
書記	清水 翼

午前10時00分 開会

○議長（坂井かずひこ） 定足数に達しておりますので、ただいまより令和6年第2回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

○議長（坂井かずひこ） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことにつきまして、5月22日に代表者会議が開催されております。

東久留米市の代表委員、北村龍太議員に報告を求めます。

○3番（北村龍太） おはようございます。去る5月22日、代表者会議が開催され、令和6年第2回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告申し上げます。

令和6年第2回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、5月29日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程といたしましては、お手元に既に御配付のとおりでございます。

まず、「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもつての報告といたします。

次に、「日程第4、行政報告」を行い、質疑をお受けいたします。

次に、議案審議に入り、「日程第5、議案第6号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、採決いたします。

次に、「日程第6、議案第7号、令和6年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）」を上程し、採決いたします。

以上で本日本日予定された日程が全て終了となり、令和6年第2回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議での第2回定例会に係る決定事項でございます。

○議長（坂井かずひこ） 報告は終わりました。

これより代表委員報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂井かずひこ） 質疑なしと認めます。以上をもって代表委員報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員の御報告どおり、本日1日限りとし、日程表のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂井かずひこ） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（坂井かずひこ） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

第7番、原田ひろみ議員、第8番、小西みか議員、以上のお二方をお願いいたします。

○議長（坂井かずひこ） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（坂井かずひこ） ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（富田竜馬） おはようございます。令和6年柳泉園組合議会第2回定例会の開催にあたり、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

各市とも第2回市議会定例会の開催を控えまして、それぞれ大変お忙しい中、議員の皆様方におかれましては、本日の定例会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の定例会におきましては、行政報告の中では、令和6年2月から令和6年4月までの主な事務事業につきまして御報告させていただきます。また、御案内のとおり、補正予算など、2件の議案を御提案させていただいております。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（坂井かずひこ） 助役より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○助役（西村幸高） 議長のお許しをいただきまして御報告いたします。

4月1日付で関係市職員に人事異動がございました。御紹介をさせていただきます。

初めに、清瀬市の門田市民環境部長でございます。

○清瀬市市民環境部長（門田尚典） 門田です。よろしくお願いいたします。

○助役（西村幸高） 続きまして、東久留米市の小泉環境安全部長でございますが、大変申し訳ございません。本日、所用により欠席とさせていただきます。

以上で紹介を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（坂井かずひこ） 「日程第4、行政報告」を行います。

○助役（西村幸高） それでは、行政報告をいたします。

今回の行政報告につきましては、令和6年2月から4月までの3か月間の柳泉園組合におきます事業運営等の報告となります。

初めに、1ページの総務関係、1、庶務について、（1）事務の状況について、特に通常の事業運営と異なる点について御報告いたします。2月29日に、厚生施設の使用料適正化を検討するため、第6回柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会を開催しております。4月11日に東村山市とのごみの広域処理の可能性に係る申入れ手交式、15日に柳泉園組合周辺自治会協議会令和6年度第1回臨時協議会を東久留米市及び東村山市の2市合同で開催し、ごみの広域処理の可能性に係る協議の場を設定することの申入れにつきまして、周辺自治会の皆様に御了承をいただいた後、翌日の16日に受諾の回答を東村山市にしております。

続きまして、（2）訴訟の状況についてです。3月26日に令和5年（行コ）第159号住民監査請求に基づく住民訴訟控訴事件の判決言渡し期日について記載してございます。詳細につきましては行政報告資料の中で担当より御説明させていただきます。

3ページ、ごみ処理施設関係でございます。

表4-1から7ページの表6までを併せて御参照ください。

初めに、1、ごみ及び資源物の搬入状況について。

今期におきます関係市のごみの総搬入量は、3ページ、表4-1に記載のとおり、1万5,944トンでございます。これは昨年同期と比較し259トン、1.7%の増加となっております。

おります。

内訳でございますが、可燃ごみは、4ページ、表4-2に記載しておりますとおり、1万4,139トンで、昨年同期と比較し316トン、2.3%の増加となっております。なお、令和3年4月より、広域支援といたしまして、可燃ごみ処理施設を建て替え中の小平・村山・大和衛生組合から可燃ごみを受け入れており、今期は689トンの受入れを行いました。その内訳につきましては、3ページ、表4-1及び4ページ、表4-2の他市の欄に記載のとおりでございます。

不燃ごみは、4ページ、表4-3に記載のとおり、1,493トン、昨年同期と比較し100トン、6.3%の減少となっております。

粗大ごみは、5ページ、表4-4に記載のとおり、312トン、昨年同期と比較し43トン、16.0%の増加となっております。

なお、関係市各市別、月別の各ごみの搬入量の内訳といたしましては、3ページ、表4-1から5ページ、表4-4に記載のとおりでございます。

続きまして、5ページ、表4-5は、1人1日当たりのごみ量を表にまとめたものでございます。

6ページ、表5-1及び表5-2は、有害ごみの蛍光管、乾電池の搬入状況でございます。

7ページ、表5-3につきましては動物死体の搬入状況でございます。

表6は資源物の搬入状況をまとめたものでございますが、今期の総搬入量は1,143トンで、昨年同期と比較し4トン、0.4%の増加となっております。

続きまして、8ページ、2、施設の稼働状況でございます。

9ページ、表7から13ページの表12-3を併せて御参照ください。

初めに、(1)柳泉園クリーンポートについて。今期においては、1月より継続して実施していた3号炉の定期点検整備補修が3月に完了いたしました。3月より継続して実施していたごみ・灰・発電機用クレーンの年次点検整備が4月に完了いたしております。2号炉の定期点検整備補修は4月に実施いたしました。排ガス中のばい煙測定は、2月につきましては1号炉と2号炉、3月につきましては1号炉と3号炉、4月につきましては2号炉と3号炉で実施し、いずれにおきましても排出基準を遵守しております。

10ページ、表9、ダイオキシン類測定結果につきましては、いずれにおきましても排出基準に適合しております。なお、今期に測定結果が出ました1月分について記載してご

ございます。

表10、水銀濃度分析測定結果につきましては、今期におきましても水銀の検出はございませんでした。

11ページから12ページ、表11、下水道放流水測定につきましては、毎月2回実施し、排除基準を遵守しております。

放射能関係の測定につきましては、焼却灰等と排ガス中の放射性物質濃度測定を毎月1回、敷地境界の空間放射線測定を毎週1回行っております。これらの結果につきましては、12ページ、表12-1から表12-2、及び13ページの表12-3に記載してございます。測定項目全てにおきまして基準を遵守してございます。

少し戻りまして申し訳ございません。8ページの可燃ごみ内容物調査につきましては、2月に私車6台、3月に私車5台、4月に私車6台に対し実施し、さらに、2月及び3月には、可燃ごみ中の混入不燃物調査といたしまして、関係市ごとに公車、私車を各1台、合計6台に対しましてそれぞれ実施しております。

9ページの表7、柳泉園クリーンポート処理状況でございますが、柳泉園クリーンポートで焼却しております可燃物等の焼却量は合計で1万6,083トンで、去年同期と比較し86トン、0.5%の増加となっております。

少し飛びます。14ページ、(2)不燃・粗大ごみ処理施設について、今期につきましては故障等もなく、順調に稼動しております。

表13、不燃・粗大ごみ処理施設処理状況でございますが、不燃ごみと粗大ごみの処理量は1,805トンで、去年同期と比較し57トン、3.1%の減少となっております。

(3)リサイクルセンターについて、今期は故障等もなく、順調に稼動してございます。

表14、リサイクルセンター資源化状況についてでございますが、資源化量は1,143トンで、去年同期と比較し4トン、0.4%の増加となっております。

15ページ、3、最終処分場について。

表15を併せて御参照ください。

焼却残渣は引き続き東京たま広域資源循環組合日の出町二ツ塚処分場内のエコセメント化施設に全量を搬出し、今期は1,887トン、去年同期と比較し257トン、12.0%の減少となっております。こちらの焼却残渣につきましては、小平・村山・大和衛生組合の広域支援分も含んでございます。

4、不燃物再利用状況についてでございますが、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイク

ルセンターで発生いたしました不燃物やくずガラスにつきましては、全て埋立処分をせずに、ガス化溶融により燃料ガスや路盤材として再利用を行っております。表16に記載のとおりでございます。

16ページ、し尿処理施設関係でございます。

表17-1から表17-3までを併せて御参照ください。

1のし尿の搬入状況でございます。

今期のし尿の総搬入量は202キロリットルで、昨年同期と比較し5キロリットル、2.4%の減少となっております。

17ページ、2、施設の稼働状況についてでございますが、今期は故障等もなく、順調に稼働しております。

17ページから18ページ、表18のし尿処理施設における下水道放流水測定結果につきましては、測定項目全てにおきまして排除基準を遵守しております。

19ページ、施設管理関係でございます。

1、厚生施設について。

表19-1から20ページ、表19-3を併せて御参照ください。

(1) 施設の利用状況についてでございます。各施設の利用状況を昨年同期と比較しますと、一般用野球場、多目的室2、室内プール、浴場及びトレーニング室におきましては増加の傾向となっております。一方で、学童用野球場、テニスコート、会議室、多目的室1・3及び和室1・2におきましては減少の傾向となっております。

20ページ、(2) 施設の収入状況についてでございますが、表20に記載のとおりでございます。

21ページ、(3) 施設の管理状況についてでございますが、室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表21及び表22に記載してございます。いずれも水質基準以下で適正に管理を行ってございます。

以上、簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。

○総務課長（米持謙） それでは、お手元の行政報告資料15ページを御覧ください。令和5年（行コ）第159号住民監査請求に基づく住民訴訟控訴事件の判決書について御報告いたします。

原審である令和4年（行ウ）第166号住民監査請求に基づく住民訴訟事件の判決を全部不服であるとして、令和5年5月8日付で原告らから控訴されたものでございます。令

和5年（行コ）第159号住民監査請求に基づく住民訴訟控訴事件として、令和6年1月18日に第1回口頭弁論が行われ、控訴理由に若干の変更はございましたが、原審でなされた主張とおおむね同じであることから、この日をもって弁論は終結し、令和6年3月26日に判決言渡しとなりました。主文は「本件控訴を棄却する。控訴費用は控訴人らの負担とする」と、いずれも当組合の主張が認められる判決となりました。その後につきましては、最高裁への上告や上告受理申立てがなされなかったことから、控訴棄却の判決が確定となり、本件は終了となりました。なお、詳細につきましては後ほど御参照いただければと思います。

令和5年（行コ）第159号住民監査請求に基づく住民訴訟控訴事件については以上でございます。

○資源推進課長（近藤修一） それでは、行政報告資料の23ページを御覧ください。柳泉園組合ペットボトル水平リサイクル事業に係る公募型プロポーザルの選定経過等について御報告いたします。

最初に、1、選定経過でございます。

審査はペットボトル水平リサイクル事業者選定委員会で実施いたしました。

（1）プロポーザル公募要領は、令和6年3月22日から29日までの8日間公表いたしました。

（2）企画提案書類は、4月9日から15日までの7日間受け付けました。公募につきましては、参加表明のあった2社から企画提案書類が提出されました。

（3）一次審査は、4月19日に選定委員会を书面開催し、書類審査として各委員の採点を集計した結果、企画提案書類を提出いただいた2社の事業者が二次審査選考候補として決定いたしました。

（4）二次審査は、4月30日にプレゼンテーション及び選定委員会を開催し、実施いたしました。審査の結果、一次審査及び二次審査の合計点が高かったコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社を優先交渉権者と決定いたしました。

（5）協定締結につきましては、優先交渉権者と事業内容等の詳細を協議、調整を行い、6月24日（月曜日）に協定締結を行う予定でございます。当日は柳泉園組合において協定締結式を実施する予定でございます。

（6）契約締結でございます。協定締結事業者が指定する再商品化事業者と7月1日付で随意契約の締結を予定しております。

(7) ペットボトル水平リサイクル事業の開始は7月1日を予定しております。売払い契約については半年ごとに締結いたしますが、協定期間は定めておらず、双方のどちらかが終了を希望する場合は6月以上前の日に申し出ることとしております。

2の協定締結事業者及び契約事業者についてでございます。

まず、協定締結事業者はコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社でございます。

契約事業者は遠東石塚グリーンペット株式会社でございます。

柳泉園組合ペットボトル水平リサイクル事業に係る公募型プロポーザルの選定経過等についての報告は以上でございます。

○総務課長（米持謙） 続きまして、行政報告資料25ページを御覧ください。定期整備事業の会社分割（吸収分割）に関するお知らせについてでございます。

日鉄環境エネルギーソリューション株式会社の定期整備事業を分割して日鉄エンジニアリング株式会社へ承継する会社分割（吸収分割）につきましては、会社法第759条に基づき令和6年7月1日より実施するものでございます。同事業の移管により、設備や工事に関する専門性を備えた人材を日鉄エンジニアリング株式会社に集約することによる一元的な育成や、設備技術の強化を図り、施設の長期的な安定稼働の実現と、日鉄環境エネルギーソリューション株式会社がこれまで蓄積してきたノウハウとデジタル技術の融合を図り、操業に特化して、安定的・効率的な操業サービスの追求をするもので、この吸収分割につきましては、分割会社、日鉄環境エネルギーソリューション株式会社から承継会社、日鉄エンジニアリング株式会社に法律上当然に権利義務が承継されることから、当組合の承諾の有無は問われないものでございます。

続いて、28ページを御覧ください。権利義務承継に関するご通知を御覧ください。1、承継人の名称はNSE・NSE S運営維持管理共同企業体でございます。2、承継予定年月日は令和6年7月1日となり、3、承継理由は、冒頭に説明のとおり、日鉄環境エネルギーソリューション株式会社の定期整備に関する事業を分割し、日鉄エンジニアリング株式会社へ承継する会社分割（吸収分割）を会社法第759条に基づき行うことから、当組合との受託契約を共同企業体で実施するためとなります。

この日鉄エンジニアリング株式会社と日鉄環境エネルギーソリューション株式会社、2つの事業者による共同企業体（ジョイントベンチャー）での実施により、契約内容に関して何ら変更は生じておりませんので、議会の議決は不要であることの助言を顧問弁護士より受けております。当組合としましては、親会社との共同企業体により信用力や融資力の

拡大、技術力や作業員の担保及びリスクの軽減が図られ、より盤石な組織体制となるものと考えております。なお、詳細につきましては後ほど御参照いただければと思います。

定期整備事業の会社分割（吸収分割）に関するお知らせについては以上でございます。

○議長（坂井かずひこ） 以上で行政報告が終わりました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○1番（当麻一哉） では、1点質問させていただきたいと思います。

行政報告資料の10ページの委託契約状況です。こちらの委託件名の新清掃施設整備基本構想策定等業務委託、これにつきまして、委託内容は、主な内容として、1として施設更新に向けた課題抽出及び条件整理、2として基本構想の策定、3として諸調査、内容検討、資料作成、会議運営等の支援とありますけれども、基本構想の策定に関しまして、もう少し詳しい内容と、あと、どのような成果物が出てくるのか。また、今後、東村山市との協議が開始になりますけれども、基本構想策定への影響についてお伺いできればと思います。お願いします。

○総務課長（米持譲） それでは、新清掃施設整備基本構想について御答弁させていただきます。

まず、新清掃施設整備基本構想につきましては、既存施設の可燃ごみを処理する柳泉園クリーンポート、不燃ごみ、粗大ごみを処理する不燃・粗大ごみ処理施設及びびん、缶、ペットボトルを処理するリサイクルセンターの3施設の更新に向けた新清掃施設整備に係る基本構想の策定を目的としてございます。竣工後、柳泉園クリーンポートが23年、不燃・粗大ごみ処理施設が49年、リサイクルセンターが30年と、経過年数を考慮し、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターを一体化し、柳泉園クリーンポートを別更新とする整備手法、3施設を一体化更新する整備手法の両方を想定した基本構想の策定を行います。また、事業スケジュール及び概算事業費から事業主体、基本条件、環境保全、事業方式などの大きな枠組みとしての構想と、新たな導入機能として、環境学習機能をはじめ、屋上や壁面の緑化及び雨水利用などの環境配慮機能、災害時の地域防災機能、処理過程での火災事故等の抑制機能、エネルギー問題対策及び温室効果ガス排出抑制機能、カーボンニュートラルを踏まえた新しい導入が見込まれる機能について、多角的に検討をしていきたいと考えております。なお、基本構想の策定につきましては、関係市課長、係長及び当組合課長、課長補佐を構成メンバーとして新清掃施設整備検討委員会を設置してい

るところでございます。こちらでは委託事業者のコンサルタント会社も交えて協議、検討を行うことから、できる限り我々の要望を反映した基本構想を策定していきたいと考えております。

続きまして、成果物について答弁させていただきます。新清掃施設整備基本構想の成果物につきましては、市民の皆様に分かりやすい概要版での基本構想の報告書と、より詳細な資料を含めた基本構想報告書の2種類の成果物を予定してございます。

最後に、東村山市との広域化の可能性について、今後協議が始まる場所でございますが、その影響について御答弁させていただきます。東村山市との広域化の可能性について、協議に向けた準備を今進めている場所でございますが、新清掃施設整備基本構想の策定につきましては、構成団体である関係市での基本構想の策定となるため、影響はないものでございます。

○1番（当麻一哉） 御答弁ありがとうございました。基本構想の策定の詳しい内容はよく分かりました。また、東村山市との協議に関する影響についてはないということも分かりました。

○3番（北村龍太） 私からは3点ほど質問をさせていただきます。

初めに、4月15日に柳泉園組合周辺自治会協議会令和6年度第1回臨時協議会を東久留米市、東村山市との合同で開催されたとのことでありました。ある程度説明はありましたけれども、ここでどういった協議が行われたのか、内容ですとか、説明、あと、参加者からどのような意見が出たのかについて伺います。

2点目です。定期整備事業の会社分割（吸収分割）に関するお知らせということで御説明がありました。会社を分割してというお話でしたけれども、どういった影響があるのか、その詳細です。それとあと、現状、今行われている事業へどのような影響があるのかについても詳しくお聞きしたいと思います。また、どういった経緯でこのような吸収分割ということが行われたのかについても、分かる範囲で教えていただければと思います。

3点目です。行政報告の14ページ、表14のリサイクルセンター資源化状況のびん類の分別で、色別のカレットで分別していたものを一部取りやめたという御説明が事前にごございました。これを行ったことの経緯について教えていただければと思います。

以上、お願いいたします。

○総務課長（米持謙） それでは、まず1点目の、周辺自治会協議会令和6年度第1回臨時協議会での協議内容、説明、及び参加者からどのような意見があったかというところに

つきまして御答弁させていただきます。行政報告の記載にあるとおり、4月15日に柳泉園組合周辺自治会協議会令和6年度第1回臨時協議会を東久留米市及び東村山市との合同で開催いたしました。議題につきましては、ごみの広域処理の可能性に係る申入れについてでございます。このたびの申入れにつきましては、東村山市においてごみ焼却施設整備基本計画の策定を一旦立ち止まり、広域化の可能性を含めて改めて多角的に確認、検討を行うこととしたことを契機に、広域化の可能性の検討につきましては、東村山市だけの考え方やスケジュールでなし得るものではないことから、隣接している当組合へ、ごみの広域処理の可能性についての協議の場の設定について申入れを行ったものでございます。当日は、東村山市、渡部市長から直接、申入れまでの経過を含め説明いただきまして、周辺自治会の皆様に御理解を賜りました。周辺自治会の皆様からは東村山市の現状を御理解いただき、協議の場の設定について異論はなく、東久留米市及び東村山市の全自治会から了承をいただいたところでございます。また、特段の意見もございませんでした。

続きまして、2点目の定期整備事業の会社分割（吸収分割）に関するお知らせについて、その詳細と現事業への影響、また、経緯について答弁させていただきます。定期整備事業の会社分割（吸収分割）につきましては、会社法第759条に基づき実施するものでございます。詳細としましては、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業において、親会社である日鉄エンジニアリング株式会社へ同事業の大規模補修及び更新工事に係る部門を移管し、日鉄環境エネルギーソリューション株式会社は主に運転・維持管理業務を行うこととする会社分割（吸収分割）でございます。このことで、親会社である日鉄エンジニアリング株式会社が設備や工事に係る専門性を備えた人材を移管し、集約することによる一元的な育成や設備技術の強化を図り、施設の長期的な安定稼働の実現を達成し、また、日鉄環境エネルギーソリューション株式会社は、これまで蓄積してきた操業ノウハウとデジタル技術の融合を図り、操業に特化して、安定的・効率的な操業サービスの追求をするものでございます。そのため、共同企業体での事業実施により、契約内容に関して何ら変更が生じておりませんので、現事業への影響はございません。当組合としては、親会社との共同企業体により信用力、技術力や作業員の担保及びリスクの軽減が図られ、より盤石な組織体制になるものと考えております。

次に、今回の会社分割（吸収分割）に至った経緯についてでございます。こちらは、会社法に基づき、法律上当然に権利義務が承継されることから、当組合の承諾の有無は問われないものでございますので、こちらにつきましては事業者間の問題として御理解いただ

ければと思います。

○資源推進課長（近藤修一） 次に、びん類の黒、青のカレットの分別廃止についてでございます。びん類の処理は、平成5年9月にリサイクルセンターが竣工してから、生びんと6色のカレットの分別を行ってまいりました。その後、容器包装リサイクル協会が平成8年度から受入れを開始した際に、同協会では3色のカレットの分別とされましたが、柳泉園組合では6色の分別を続けてまいりました。しかし、近年においてびん類の搬入量が大きく減少し、それに伴いまして、黒色及び青色カレットの分別量も少なくなり、黒色が二、三か月に1回程度、青色が年に1回程度の搬出に減少していることから、令和5年4月から黒色及び青色カレットの分別を廃止して、雑カレットとして分別しております。

カレットの分別廃止のことについては以上でございます。

○3番（北村龍太） 分かりました。1点目の周辺自治会協議会については、東村山市長からも御説明があったということでありました。また、特に意見もなかったということでもございました。言うまでもないことではありますが、ごみの処理を担う柳泉園組合は基本的に迷惑施設ではあります。そうしたことから、この存立については周辺住民の皆さんの御理解と御協力によって成り立っているものであります。廃棄物の自区内処理の原則に立てば、現在、関係市（清瀬市、東久留米市及び西東京市）で行われているこれを広げる、そうならば、運び込まれる廃棄物の量は増え、周辺の住民の方にとっては少なくない影響が出るものと考えられます。そうしたことから、広域処理については極めて慎重であるべきと考えます。周辺住民の皆さんとの御協力、これを継続していくためにも、不審に思われる行為というものには慎むべきでありまして、少なくとも理解ですとか、納得を得られていない状況で、広域処理についても東村山市側と協議を進めるといったことがないように、このことは強く求めていきたいと思っております。

東村山市との広域処理に係る協議についてですけれども、今後こういったスケジュールで進められるかなど、もし分かれば教えていただきたいと思っております。

2点目の定期整備事業について、分割をされるということで分かりました。維持管理事業については日鉄エンジニアリング株式会社が継続して、大規模補修などが親会社に移管されるということで理解をしております。人材の育成というお話もありまして、どこも技術者がなかなか足りていないということなのかなと考えております。この事業のみならず、工事委託契約の入札でも人が足りずに辞退するというケースもありまして、技術を持った方がなかなか足りていない、なかなか育てていかない、難しいという状況などがあるのか

などと思います。非常に大変な作業でありますので、現場で働いている方々にはこの場を借りて感謝を申し上げたいと思います。

今回の分割によって一部の事業が親会社に移管されるということになるのですが、移管された事業で業務に当たる方というのは、これまでと変わらずに同様に事業を行われるのか、それともまた、移管後はまた別の方が行う、そういったところについてはどうでしょうか。分かる範囲で教えていただければと思います。

3点目のびんのカレットについては分かりました。もともと6色でやっていたものが、本来は3色で協会が受けていたということなのですかね。

近年は量が少なくて、今回、取りやめることになったということですが、少なくとも分別当初から、色別に分別しても、結局のところは3色にまとめられてしまうということを知っていた上で分別がされていたのか。それとも、いずれは、6色に分別していたものが、さらにリサイクルされる際に分別がされるという見込みがあつての当初の6色での分別がされていたのかどうかということはいかがでしょうか。伺います。

○総務課長（米持謙） それでは、再質問に対する答弁をさせていただきます。

まず、1点目の広域処理のスケジュール等でございますが、まず最初に、今後の施設更新に伴う施設につきましては、今まで迷惑施設と皆様から思われておりますが、今後は歓迎施設への転換とした施設づくりをしていきたいと我々は考えてございます。また、東村山市との今後の協議の場のスケジュールでございますが、7月中旬から8月上旬までに協議会等を開催できるよう準備を進めたいと考えているところでございます。

○資源推進課長（近藤修一） カレットの黒色、青色の分別についてですが、もともとは、やはり黒色、青色は、それぞれそのままリサイクルされていたようでございます。ただ、だんだん黒色が、おしょうゆとか、そういったもの、青色が油類、こういったものに再利用されるびんになっているということがありまして、なかなか今はそういった形のびんは作らない、リサイクラーも減っているということがありまして、現状では、やはり雑カレットとしてやって、色調整とか、あと、路盤材などに使っているのが多いようでございます。

○総務課長（米持謙） 失礼いたしました。もう1点の事業承継に伴う大規模補修、更新工事等の工事に係る人員の関係につきまして再答弁させていただきます。先ほども申し上げたように、会社を盤石にするために組織体制を構築されております。今回の大規模補修、更新工事につきましても、工事の人員につきましては変わりなく行うということで把握し

ているところでございます。

○3番（北村龍太） 分かりました。広域処理については迷惑施設ではなく歓迎施設にしていきたいというお話でありました。柳泉園組合はごみの処理だけではなく、様々な事業も行っているところであります。今回、周辺の住民の方からは特に意見はなかったということですが、ぜひとも、今後予定されている協議などもある中で、そういったところも節々、できる限り説明については尽くしていただくよう、これは改めて求めていきたいと思っております。

会社分割についても、人員については変わらないとのことでした。現場で働いている方々の十分な技術継承などもできる限りされて、こういった事業の継続がストップしてしまわないよう、できる限り柳泉園組合としてもそこについて行っていただくことを求めます。

カレットについては分かりました。もともとはリサイクルされていたものが、数が少なくなっていくって、近年はなかなかできないという状況であります。びんの状況というものが近年、様々状況が変わってということで理解をいたしました。このタイミングで分別をやめるということで、分別をしたところで、結局は一緒になってしまうのかなということで理解をいたしました。適宜こういった見直しがあるかどうかについても、今後とも見直しなども行っていただきたいということを求めまして、私からの質問を終わります。

○2番（高橋和義） 私からは2点お聞きしたいと思っております。

ごみの広域処理の可能性に係る申入れについてなのですけれども、今やり取りがあったところで、周辺自治会からの承諾を得て、特にお声はなかったということでもあります。また、次の協議会については7月の中旬から8月の上旬ということで分かりました。これからそういった細かい声というものも上がってくるのかなと思うのですけれども、少し気になるのは、ごみの広域処理の可能性をとということで東村山市長の見解ということは分かったのですが、もし分かればいいのですが、東村山市議会としての方向性も同じということではよろしいのかということ。これは分かれば結構です。

また、7月の中旬から8月の上旬にかけて次の協議会が開かれるということなのですけれども、これについて、どのようなスパンで行われていくのかということをお聞きしたいと思っております。

大きな2点目については、会社分割についてなのですけれども、契約期間の中でこういった変更が取られるというのはよくあることなのか、簡単にここだけお聞きしたいと思

ます。

○総務課長（米持謙） それでは、まず、東村山市との協議についての議会側の見解について御答弁させていただきます。今のところ、我々も12月議会、3月議会の会議録等を見させていただいている中では、特に議会側からの明確な意思表示というものは出ていないところでございます。

続いて、2点目の、次の協議の場のスケジュールの関係でございます。スパンとしましては、協議会の報告につきましては、協議会自体は3回ほど予定をしているところでございます。また、その下部組織として幹事会というものを設けまして、詳細につきましては幹事会で協議の上、協議会に上げていくという形で、年度末までには御報告できる形で準備をしたいと考えているところでございます。

最後に、定期整備事業の会社分割について、事業者としてよくあることかということでございますが、事業途中でジョイントベンチャー等を行ったり、会社分割をすることは、なかなか事例としては我々も見えていないところでございますが、基本的にあるのは、ある事業を実施するにあたって事前に企業同士がジョイントベンチャーを組んでやるということは伺っているところですが、このようなケースはあまりないと把握しております。

○2番（高橋和義） 分かりました。ありがとうございます。東村山市議会としての意思表示はまだ明確にはなっていないということで、これから多分いろいろやり取りはあるのかなと思うのですが、これからの協議会のスケジュールとしては3回予定をされているということ、また、幹事会、また、年度末には報告をいただけるということなので、ごみの広域化については非常に重要で、推進をしていただきたいということと、また、東村山市側からすると、やはり、受け入れられる側、また、関係市からすると受け入れる側と、双方立場も違いますし、メリットも違うところだと思うのですが、周辺住民については非常に様々な声も上がってくるのかなと思います。広域化は非常に強く進めていかなければならない事業でありますので、ぜひとも丁寧に進めていただければと思います。

また、2点目については了解をいたしました。意見なく終わりたいと思います。ありがとうございます。

○4番（中村すぐる） 私からは、柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会について、この報告書も情報提供をいただきましてありがとうございました。確認をさせていただきまして、結果的には、テニスコートと、会議室の中の多目的室3、あと、浴場施設の大人料金が使用料見直しになったということは承知をいたしました。

その中でお聞きをしたいのは、テニスコートの使用料見直しということもあるのですが、土日祝と平日で料金区分が廃止されたということについて、もう少し検討の内容をお示しいただきたいなと思っております。報告書の中でも一定の記述がございまして、テニスコートについては、近隣自治体で料金の区分を設定している自治体がなかったということと、曜日に関係なく利用されているということで料金区分をなくすという記述がございまして、ある意味、平日の料金だから利用されているという状況もあると思うのです。平日の区分をなくしてということで、今後の料金改定後の平日利用というものがどういう動向というか、変化になるのかということについては何か検討があったのか、あるいは、見解をお持ちであればお聞きをしたいと思っております。

それにも若干関連するのですが、激変緩和措置についてということで、この報告書の前段のところに記載がございまして、「改定額の上限は現行価格のおおむね1.5倍」という記述がございまして、最後のところのただし書で、「施設の性質や利用実態等、他に考慮すべき事由がある場合はこの限りではない」という記述もございまして。この辺は、恐らくここに該当する関係で、平日については1.5倍を超える、そういった改定になったのかなと思うのですが、この辺のところの説明をいただきたいなと思っております。

そして、最後にもう1点。関連してということにはなるのですが、委員の個別意見という記載がございまして。この中で、テニスコートに関して、ボールがフェンスを越えて道路に出てしまうことがあるということを目にしているということが委員の中の個別意見で出ております。この点について、現状、そのような状況になり得ることがあるのか。また、もしそういう状況があるとすれば、根本的には予算をかけての工事ということも必要になってくるかなと思っておりますが、その辺の今後の対応ですかね。予算をかけないで何かしらできることなどもあるのか、分からないのですが、その辺の対応についてお示しいただければと思います。

○施設管理課長（濱田伸陽） 3点ほどの御質問であったかと思っております。

まず、テニスコートの料金区分の廃止なのですが、先ほど議員がおっしゃったように、まず1つは、こちらのテニスコートにつきましては、平日も休日も、利用率を見ますと、ほぼ90%以上の利用率を確保しているのです。お客様の意見、委員からの意見もあったのですが、今の状況から、他市も、料金区分はテニスコートについてはないのです。その状況を委員から聞いたところ、平日だからといって、休日だからといって、今の実態からして、そこは料金が高い、安いということは関係なく利用している状況があ

るという意見を伺っております。そういったことも踏まえて、我々関係市の状況も見ながら、あと、利用率の考え方も見ながら、料金区分を廃止するという検討結果になりました。

2点目の激変緩和措置につきましては、関係市においても、どの市においても激変緩和措置というものは設けてあるのです。基本的に、原価計算をしたからといって、単価が急に上がったとしても、市民の利用に極力負荷がかからないように激変緩和措置というものを設けているはずで、そういったことも踏まえて、我々は、料金区分の廃止につきましては、今回、若干上がることはあるのですけれども、そういうことも踏まえて検討した結果になっております。

3点目はテニスコートのフェンスの件ですよね。フェンスを越えてボールが飛ぶということに関しましては、確かに、以前からもそういった状況はあります。ただし、フェンスの高さは、記憶では3メートルぐらいあるのです。そこが、当時の施設を設計した段階で、3メートルは標準的な高さだということで、そこを越えた場合に関しましては、多少はあるのですけれども、事故につながっている状況とかは特にはございません。

○4番（中村すぐる） 御答弁ありがとうございます。おおむね検討の経過も含めまして承知をいたしました。委員の方から、利用していただいている方から、料金に関係なく、もう既に平日、土日祝と利用があるということを踏まえてということは分かりましたので、その点は承知をいたしました。私たち西東京市の問題にはなるのですけれども、私たちの市で、テニスコートが最近でも大きなところがなくなってしまったということで、他の近隣自治体のテニスコート、あるところはどうしても頼らざるを得ないということが率直に言っているかなとも思いますので、柳泉園組合のテニスコートの中でも影響というか、あるかなとも思いますが、その辺のところはぜひ御協力、なるべく広く使用できるようにということはお願いをしておきたいと思っております。

それと、フェンスの件も分かりました。委員からの指摘のとおり、そういったことは実際としてはあるということですが、一応、現行の3メートルほどが標準的なところであるということも承知をいたしました。現状では事故も特段起こっていないということではありますけれども、頻度にもよりますが、その点の状況も、必要に応じて対策を取っていくということがあれば、またその点についても、今後、必要に応じてお聞きしていきたいと思っておりますので、多くの方に安心・安全に御利用いただけるということも含めてのテニスコートの対応をお願いしまして、私の質疑を終わります。ありがとうございます。

○5番（鈴木ゆうま） 私からも厚生施設について、安全面ということで関連してお聞き

したいのですけれども、以前、テニスコート内でいたずらというか、不法投棄みたいなものがあって関係から防犯カメラを設置した、増設したというお話がありまして、その後、安全面でのそういったことはないのかどうかということをお聞きしたいのと、あと、今回のこの記載の中で、トレーニング室の利用が21.9%増加したということで、かなり突出して増えているのかなと思いますが、特に高い要因というものがあれば、その御見解もお聞かせください。

○施設管理課長（濱田伸陽） それでは、議員の2点ほどの質問に対して答弁させていただきます。

まず、1点目の、以前、前回でしたか、不法投棄だとか、また、夜間に施設の中に入って、何かいろいろ、飲み会みたいなことをやっていたという状況の説明をたしかさせていただいたかと思っています。防犯カメラの設置前は、不法侵入というのはそんなになかったのですけれども、不法投棄がやはり周りに非常に多かったのです。よく道路沿いに生活ごみを置いていたり、中にはテレビだとか、そういったケースもありました。防犯カメラを設置した後は、それがあつ程度なくなつたのです。本当に毎日のように生ごみだとか、そういったものがあつたのですが、それを設置したことによつて、まず、生活ごみの不法投棄が減つたということは、実際、実績としてあります。そういったことで、カメラの設置というのは有効だつたかなと私は考えております。

続きまして、トレーニング室の件について答弁させていただきます。まず、トレーニング室の利用者数が増加しているというところなのですからけれども、以前も議員から、トレーニング室の積極的な利用促進ということで、いろいろ私も答弁させていただいたのですが、まず、ランニングマシンの入替えを行つて、あと、チェストプレスという筋トレ機器も1台導入したのです。昨年11月にも、以前説明したと思うのですが、Wi-Fi環境を整え、スマートフォンやタブレットを利用し、議員のいろいろな意見もあつて、快適にトレーニングを行えるようになったということもございませう。また、トレーニング室では、毎月10日を運動の日と位置づけ、通常料金200円を100円とし、さらに、トレーニング室を15回利用すると1回無料で利用できる特典もあつて、このような利用促進も踏まえて、継続的な利用者となつて新規利用者が増えているということでも我々は捉えているところもございませう。

○5番（鈴木ゆうま） ありがとうございます。

防犯カメラの設置で、かなりそういった不法投棄などが減つたという実績があるという

ことで、引き続き安心・安全な、そういった環境づくりということをしていただきたいと思います。

2つ目のトレーニング室についても、そういった利用促進の取組が皆様に好評を得ているということと、新しいマシンを入れ替えていただいたということで、そういった効果もあるということで理解いたしました。引き続きよい環境づくりということをお願いいたします。

○議長（坂井かずひこ） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂井かずひこ） 以上をもって行政報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（坂井かずひこ） 「日程第5、議案第6号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第6号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務課長（米持謙） 補足説明を申し上げます。議案第6号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例でございます。

まず、会計年度任用職員制度につきましては、平成29年の地方自治法及び地方公務員法の改正により令和2年度から創設され、従前の報酬のほかに期末手当が支給されることとなりました。また、今回の条例改正は、令和5年に地方自治法が改正され、令和6年4月1日から会計年度任用職員に勤勉手当を支給することが可能となったため、現在、当組合では会計年度任用職員は採用してございませんが、当組合においても令和6年度から支給することができる改正を行うものでございます。

それでは、議案書より2枚ほどおめくりいただきまして、議案第6号資料、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の新旧対照表を御覧ください。

新旧対照表の第16条の2第1項では、勤勉手当を期末手当と同様に6月、12月、そ

それぞれの15日に支給する旨を定めております。

次に、同条第2項ですが、勤勉手当の支給月数は、再任用職員を除く正規職員と同一の1.125月、年間2.25月とするものでございます。

次に、同条第3項ですが、勤勉手当の不支給及び一時差止めは、懲戒免職、失職、刑事事件に関して起訴及び禁固刑以上に処された者などを定めてございます。

施行期日は令和6年6月1日からとなります。

補足説明は以上でございます。

○議長（坂井かずひこ） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂井かずひこ） 質疑なしと認めます。以上をもって議案第6号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例の質疑を終結いたします。

これより議案第6号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例に対する討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂井かずひこ） 討論省略と認めます。以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第6号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（坂井かずひこ） 挙手全員であります。よって、議案第6号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

○議長（坂井かずひこ） 「日程第6、議案第7号、令和6年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第7号、令和6年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、予算総額に変更はございませんが、現予算の歳出を調製する必要が生じたので、御提案申し上げます。

なお、詳細につきましては事務局より御説明申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務課長（米持譲） 補足説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の2ページを御覧ください。歳出予算の補正は款項の区分における予算の補正で、歳出の款項の補正額につきましては表に記載する金額でございます。

続きまして、6ページ、7ページを御覧ください。2の歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目2総務管理費、節7報償費、説明欄記載の弁護士報酬金87万9,000円の増額につきましては、令和5年（行コ）第159号住民監査請求に基づく住民訴訟控訴事件の判決が控訴棄却として確定し、事件終結となりましたので、弁護士報酬金の増額補正をするものでございます。

次に、款5予備費の87万9,000円の減額につきましては、弁護士報酬金に充用するものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（坂井かずひこ） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより議案第7号、令和6年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）に対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂井かずひこ） 質疑なしと認めます。以上をもって議案第7号、令和6年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）の質疑を終結いたします。

これより議案第7号、令和6年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）に対する討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂井かずひこ） 討論省略と認めます。以上をもって議案第7号、令和6年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）の討論を終結いたします。

これより議案第7号、令和6年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）の採決をいたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（坂井かずひこ） 挙手全員です。よって、議案第7号、令和6年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて令和6年第2回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午前11時15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 坂 井 かずひこ

議 員 原 田 ひろみ

議 員 小 西 みか